

「適正な電力取引についての指針」の公表について

平成 11 年 12 月 20 日

通商産業省
公正取引委員会

平成 12 年 3 月 21 日から改正電気事業法が施行され、特別高圧需要家に対する小売自由化を始めとする電気事業制度改革がスタートすることとなっている。

これに先立ち、通商産業省及び公正取引委員会は、電力市場を競争的に機能させることを目的とし、電力市場における適正な取引の在り方について、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた指針を作成し、公表することとした。本指針は、通商産業省と公正取引委員会が共同で作成・公表する初めてのものである。

(注) 本指針の素案については、電気事業審議会基本政策部会・料金制度部会合同小委員会適正取引ワーキング・グループ(座長鶴田専修大学教授)において議論を重ね、平成 11 年 10 月 20 日にとりまとめられた。本指針は、この素案を受けて、通商産業省及び公正取引委員会がパブリックコメントの手続を経た上で、共同で作成したものである。

本指針は、電力市場において具体的に想定される競争阻害的な事例やこれまで市場参加者から明らかにされた懸念に則して、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び電気事業法又は独占禁止法上問題となる行為を具体的に示している。

これによって、市場参加者が安心して取引できる環境が整備され、今回の電気事業制度改革の理念である、競争を通じた電気事業全体の効率化が図られ、すべての電気の需要家の利益が増進されることが期待される。

今後、指針に記載された明らかに問題となる事例が生じた場合、電気事業法上問題となる行為への対応については通商産業省が行い、独占禁止法上問題となる行為への対応については公正取引委員会が行うこととする。

また、個別の事例ごとに市場構造や取引の実態を踏まえて判断される

ような事例については、事例の積重ねが重要である。このため、常時、通商産業省が地方支分局などを活用しつつ、電力市場の動向についての把握を行うとともに、問題や紛争が生じた場合、事例により、指針の趣旨・内容を勘案し、必要に応じて公正取引委員会と連携しつつ、紛争処理プロセス（注）に基づいて個別に対応することとする。

（注）通商産業省は、電気の取引全般に係る紛争について、これを公正かつ公平に処理するプロセスを「紛争処理ガイドライン」として公表している。

問い合わせ先

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部公益事業制度改正審議室 片岡
電話 3 5 0 1 - 1 5 1 1（内線 3 9 9 1） 直通 3 5 0 1 - 1 5 6 8
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 堀内
電話 3 5 8 1 - 5 4 7 1（内線 2 5 2 1） 直通 3 5 8 1 - 5 4 8 3

適正な電力取引についての指針

平成 1 1 年 1 2 月 2 0 日

通商産業省
公正取引委員会

「適正な電力取引についての指針」

目次

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

1. 指針の必要性	1
2. 指針の構成	3

第二部 適正な電力取引についての指針

・自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

1. 考え方	4
2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	4
(1)自由化対象需要家に対する小売供給・小売価格の設定	4
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	
・適切な標準メニューの設定・公表	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	
(ア) 不当に低い価格設定	
新規参入者への対抗	
特定の関係のある需要家への小売	
(イ) 不当な高値の価格設定等	
部分供給時の不当な高値の設定等	
戻り需要時の不当な高値の設定等	
自家発を活用した参入の阻止	
不当な最終保障約款	
(2)新規参入者への卸売	7
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	
事故時バックアップ	
3%以内「しわとり」バックアップ	
常時バックアップ	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	
事故時バックアップ	
3%以内「しわとり」バックアップ	
常時バックアップ	

(3)その他の行為（品質面での不当な情報提供）	9
・託送分野における適正な電力取引の在り方	
1．考え方	10
2．公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1)託送料金についての公平性の確保	10
(2)ネットワーク運営（給電指令等）の中立性の確保	11
III．電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方	
1．考え方	13
2．公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1)火力電源からの調達	13
(2)経済融通（スポット取引）による調達	14
・規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方	
1．考え方	16
2．適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為	16

「適正な電力取引についての指針」

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

1. 指針の必要性

(1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。

一方、平成7年度において電気事業法が改正され、卸分野における参入規制が原則撤廃され、卸入札制度及び卸託送制度が創設された結果、卸分野における供給者間の競争が導入された。

さらに、平成11年5月の電気事業法改正により、小売分野における部分自由化が導入され、特別高圧需要家への供給については、参入規制が撤廃されるとともに、料金規制も原則廃止されたところである。

今回の電気事業制度改革によって、地域の電力会社と新規参入者（電力会社に対して電気の卸売を行う事業者、自家発電事業者、区域外の電力会社など）との間で、自由化対象の需要家への供給を巡って競争が生じ、電気事業全体の効率化が図られ、すべての需要家の利益が増進されることが期待されている。

(2) このような小売分野における新規参入による競争の導入に当たっては、電力会社が保有している既に日本全国をカバーしている送電ネットワークについては、競争の基盤として、新規参入者に対しても電力会社自身と同一の条件により利用することが可能となるよう、その開放が不可欠となる。このため、改正電気事業法においては、電力会社が保有・運用するネットワークについて、公平かつ公正な利用を保障する託送制度が設けられている。

しかしながら、次のような電力市場の特徴から、託送制度のみを設ければ、現実に新規参入が起こり、電力市場が競争的に機能していくかどうかについて懸念が生じている。改正電気事業法施行当初は、既存の電力会社が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること。

既存事業者が10社しかなく、電力会社どうしの意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること。

新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての電力会社の託送に依存して競争せざるを得ないことから、電力会社の適切な対応がなければ、不利な立場におかれること。

電力会社は大規模な発電設備等を持つことによって新規参入者に比べて、容易に同時同量の達成（注）等が図れること。

（注）電気の財の特性の一つである瞬間消費性により、電気の需給は常に一致することが必要であるが、このように需給を一致させることを同時同量の達成という。

（３）このため、電力市場を競争的に機能させていくためには、何らかの方策を講じていくことが必要となる。この場合、電気事業法の事前規制で対応することも選択肢の一つとしては考えられる。しかしながら、経営の自主性が最大限発揮されることにより電気事業の効率化を図ることが今回の電気事業制度改革の基本的な理念であることから、電気事業法上、託送制度を設けたものの、自由化された市場における電力会社に対する規制は原則廃止したところである。一方、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することも選択肢の一つとして考えられるが、同法は基本的には競争制限的行為を排除するものであり、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。

したがって、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにすることにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を示すことが必要となる。

このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。電気事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整えることとなり、今回の電気事業制度改革の理念である経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られることになる。

（４）こうした趣旨にかんがみ、電気事業法を所管する通産省と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を作成することとした。

（５）この指針の策定に当たっては、次の点を基本原則とした。

この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することにかんがみ、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に即して、適正な電力取引について具体的な指針を示していく。

電力取引において初めて市場競争が本格的に導入されることから、あらかじめすべての行為を予測することは困難であるため、制度改革初期の段階において想定される行為を念頭におく。なお、市場構造が動的に変化していくことに伴い、本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

2. 指針の構成

(1) 指針は、自由化された小売分野、託送分野、電力会社の電気の調達分野、及び規制の残る小売分野の各分野ごとに区分した上で、次のような内容のものとする。

ア 総論として、基本的な考え方を明示する。

イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。

(2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。

第二部 適正な電力取引についての指針

・自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

1. 考え方

(1) 今回の電気事業制度改革においては、供給者を選択し得ると考えられる需要家(特別高圧需要家)の獲得をめぐって、既存の電力会社及び新規参入者の間で有効な競争が生じれば、効率的な電力供給が実現されるとの前提の下に、自由化対象需要家及び新規参入者に対する供給の条件について、原則、電力会社に電気事業法上の規制を課さないこととした(注)。

したがって、電力会社が、価格やサービス面で条件の合わない需要家及び新規参入者と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた価格及び条件を設定することは、基本的に自由である。

(注)ただし、電力会社は、その区域の自由化対象需要家のうち誰からも供給を受けることができない需要家に対しては、例外的に、電気事業法上最終保障約款により供給を行う義務を負うこととされている。また、新規参入者に対する卸売のうち、参入に当たって不可避免的に発生するものであり、電力会社以外に行うことができないもの(具体的には、3%以内の同時同量未達分及び事故時のバックアップ)については、電気事業法上、託送約款(接続供給約款)により供給を行うこととされている。

(2) しかしながら、少なくとも改正電気事業法施行当初においては、第一部で述べたように、ネットワークを保有する電力会社とその供給区域内においてほぼ100%の市場シェアを有していることなどから、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べるような点を踏まえ、電力会社の適切な対応が望まれる。

2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売価格の設定

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為(適切な標準メニューの設定・公表)

電力会社が、それぞれ個別に、自由化された小売分野において標準的な小売料金メニュー(以下「標準メニュー」という。)を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた価格を適用することは、

公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給が否か、戻り需要が否か、自家発を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、すべての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、現行の供給約款・選択約款や自由化後の規制部門における供給約款・選択約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で価格の適切性が推定される一つの判断材料となる。

なお、最終保障約款の届出価格についても、このような適正に設定された標準メニューに準拠して設定されている場合には、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

以下の公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為の判断に当たっては、改正電気事業法施行当初においては、電力会社が各供給区域内において100%近いシェアを有すること、及び電力会社が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提としたものであることに留意する必要がある（この点については他の分野についても同じ。）

（ア）不当に低い価格設定

新規参入者への対抗

電力会社が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い価格を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれが強い（私的独占、不当廉売）。

ただし、標準メニューを離れた価格であっても、より細かく個別の需要家の利用形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない価格を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

（注）事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して価格を引き下げるとは、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広く見られるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、改正電気事業法施行当初においては、電力会社はその供給区域において100%近い市場シェアを有することから、こうした電力会社が、効率的な費用構造を有する新規参入者への対抗手段として、当該新規参入者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当

該顧客への供給に要する費用を著しく下回る価格を提示することによって当該顧客との契約を維持しようとする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれが高い。

特定のある関係のある需要家への小売

電力会社が、当該電力会社の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い価格を適用することにより、電力会社の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

（イ）不当な高値の価格設定等

部分供給（注）時の不当な高値の設定等

電力会社が、需要家からの部分供給要請に対して、そもそも交渉に応じないことや、公表された標準メニューに比べ、不当に高い価格を適用する（又は示唆する）ことは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者が他に容易に取引先を見い出すことを困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれが高い（排他条件付取引等）。

ただし、部分供給となることによって、例えば、当該需要家への供給部分の負荷率の悪化、計量の仕組みや契約関係の複雑化に伴う合理的なコストアップを反映した価格を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

（注）一の需要場所に対して複数の供給者（電力会社と新規参入者）が電気の供給を行なう形態をいう。

戻り需要（注）時の不当な高値の設定等

電力会社が、新規参入者から電力会社に供給先を変更しようとする需要家（いわゆる戻り需要）に対して、公表された標準メニューに比べて、不当に高い価格を適用する（又は示唆する）ことは、需要家の取引先選択の自由を奪い、新規参入者が他に取引先を容易に見い出すことが困難となることから、独占禁止法上違法となるおそれが高い。また、戻り需要に対して、交渉に応じず従来供給していた価格に比べて高い最終保障約款を適用することも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれが高い（差別対価等）。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した価格を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

(注) 一度新規参入者と契約した需要家が再び電力会社と電気の供給契約を求める場合の需要のことをいう。

自家発を活用した参入の阻止

電力会社が、既存の自家発を活用して新規参入を図ろうとする事業者に対して、自家消費分についてのバックアップ契約等の既存契約を解除する(又は示唆する)ことや、既存の契約価格に比べて著しく不利な条件を適用する(又は示唆する)ことは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれが強い(私的独占、取引拒絶等)。

(注)自家発を活用して新規参入した事業者の自家消費分以外の部分については、新規参入者への卸売として取り扱われる。この場合の論点については、下記「(2)新規参入者への卸売」を参照。

不当な最終保障約款

電力会社が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される(電気事業法第19条の2)。

ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため、電力会社が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

(2) 新規参入者への卸売

電力会社による新規参入者への卸売については、事故時の卸売(事故時バックアップ)、3%以内の同時同量未達分の卸売(3%以内「しわとり」(注)バックアップ)、それ以外の継続的な卸売(常時バックアップ)がある。

このうち、及びについては、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、電力会社以外にこうした卸売を行うことができないことから、電気事業法において託送に付随するものとして託送約款において定めることになっている。は電気事業法上規

制されておらず自由料金となっている。

(注)「しわとり」とは、電力会社が、新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

事故時バックアップ

事故時バックアップの料金については、取引に継続性があり供給形態としては小売供給に類似したものとなることから、小売における標準メニューと整合的な価格が設定される場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

3%以内「しわとり」バックアップ

3%以内「しわとり」バックアップの料金については、供給形態（常にある供給であり、微少な範囲で変動する供給）に応じて、合理的なコストに基づいて設定される場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

常時バックアップ

常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと整合的な価格が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

事故時バックアップ

電力会社が、事故時バックアップの料金について、小売における標準メニューに比べて不当に高い価格を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。

ただし、事故がいつ起こるかについては不確実であり、電力会社は予備力を活用せ

ざるを得ないことから、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

3%以内「しわとり」バックアップ

電力会社が、3%以内の「しわとり」バックアップの料金について、適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の4）。

常時バックアップ

電力会社が、常時バックアップについて、電力会社に供給余力が十分にあり、他の電力会社との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては交渉せず供給を拒否し、又は標準メニューに比べて不当に高い価格を設定することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

(3) その他の行為（品質面での不当な情報提供）

電力会社が、営業活動の中で不当な情報（例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれ強い（取引妨害）。

なお、電力システムの安定については、託送制度上、新規参入者は需要家に対する同時同量の供給を守る義務があり、同時同量の供給が守れない事業者は新規参入ができないこと、電力会社は、システム安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、新規参入者はそのためのコストを託送に付随するサービス（アンシラリーサービス）として負担することにより担保されている。

・託送分野における適正な電力取引の在り方

1. 考え方

(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、電力会社自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である。

具体的には、託送料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

(注) 改正電気事業法においては、電力会社に、託送及びこれに付随する不可避的に発生するバックアップ(事故時及び3%以内しわとり)の料金その他の供給条件について、託送約款を定め、行政に届け出ることを義務づけ、新規参入者による託送約款の利用が困難であるなど託送約款の内容が不適切な場合には、行政による変更命令が発動されることとされている。また、電力会社が正当な理由なく託送を拒んだ場合には、行政による託送命令が発動されることとされている。

(2) この点については、電気事業法上の託送約款の届出・変更命令及び託送命令のスキームにより担保されるものであるが、行政による事後的な介入を回避するため、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が望まれる。

2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送料金についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電力会社が設定する託送料金については、合理的なコストに基づき、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、利用形態に応じて電力会社と新規参入者が同一のコストを負担する場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましく、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

また、透明性の観点から、電力会社は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して電力会社の送電部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。

(注) なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワークの利用であることから、電力会社が自主的に、自己託送の条件を小売託送の条件と比較して整合性のとれたものとするのが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送料金が合理的なコストに基づき設定されていない場合や、新規参入者の託送料金の負担が、電力会社が利用した場合の負担に比べて不当な格差があると認められる場合には、新規参入を阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される(電気事業法第24条の4)

(2) ネットワーク運営(給電指令等)の中立性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電力会社によるネットワークの運営についても、電力会社の公平かつ適切な対応がなければ、公正かつ有効な競争が実現されない。

具体的には、系統安定、エネルギーセキュリティ確保・環境保全といった公益的課題については、電力会社の給電指令等により担保されることとなるが、こうした電力会社の給電指令等は、電力会社自身の電源と新規参入者の電源とを対等に扱うことを前提に行われる必要がある。

また、電力会社のネットワーク部門が得た情報を営業部門が入手することによって、電力会社が新規参入者に対して競争上有利な立場に立つことは、公正かつ有効な競争の観点から容認されるものではなく、電力会社は機能分離によって、ネットワーク部門と他部門との情報遮断を厳格に行うことが求められる。

こうした給電指令の中立性及び情報遮断のための措置については、一義的には電力会社の自主的な対応に委ね、問題が生じた場合に行政が事後的に介入することとされている。電力会社は、以下のような自主的な対応をとることを表明しているが、こうした対応が厳正に行われることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

- ・給電指令の中立性については、電力会社は、自社電源と新規参入者の電源を対等に扱うことを明らかにするため、どのような手順で給電指令を行うかについての給電指令マニュアルをあらかじめ公表することとしているが、これに基づいて厳正に運用を行うこと。

・情報遮断については、電力会社は、以下のような自主的な対応をとることを表明しているが、諸外国の措置等も参考にしつつ、これらを厳正に実施すること。

(ア) 託送に関連した新規参入者の情報提供窓口は営業部門ではなく送電部門とする。

(イ) 送電部門と他部門とは別フロアにする等、物理的に隔絶する。

(ウ) 送電部門の従業員は、発電部門や営業部門の業務を行わない。

(エ) 送電部門と営業部門との人事交流に当たっては、両部門の情報遮断を確保する。

(オ) 送電部門に提供された情報については、新規参入者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が活用できないよう厳正に管理する。

(注) 電力会社が上記のような自主的な対応を行ったとしても、なお、新規参入者と電力会社との間で給電指令の中立性等ネットワークの運用を巡って紛争が生じる可能性がある。その場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、行政が電気事業法上の託送命令によって紛争処理を行うことになる。ここで、行政が紛争を処理するに当たっては、紛争の原因となった事実・判断に関する正当性、すなわち、給電指令の内容及び電力会社の自社電源と新規参入者の電源との対等な取扱いの有無についての挙証責任について、電力会社がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、電力会社が負うこととすることが公正かつ有効な競争の観点からは適当である。

III．電力会社の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

1．考え方

(1) 電力会社が電気を調達する方法としては、主に以下の3つの選択肢がある。

エネルギーセキュリティ確保・環境保全という公益的課題の達成の観点及び電力会社間の電源立地条件等の差に基づく地域的な需給ギャップを解消するという広域的運営の観点から、原子力・水力等の電源については、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に優先して開発する。

火力電源の開発については、今回の制度改革によって、自社で建設するか他者から調達するかを問わず、すべて入札により行うこととなる。ただし、他者の既存電源からの調達については、原則、電気事業法上の卸供給として規制料金により調達する。

さらに、自らの電源を他の電力会社のより低コストな電源で代替することによって経済性を追求するため、電力会社間の融通(注)(電気事業法上非規制)においてスポット的に調達する。

(注) 融通については、電力会社間において、相互に電力の卸売りを行うものであるが、地域的な需給ギャップの広域的解消等の公益的課題の達成を図る観点から行われているものと経済性の追求の観点から行われているもの(経済融通)がある。

(2) 原子力・水力等の電源についてはどの程度の開発を行うかについては、公益的課題を達成する観点も踏まえ、先取的に決定されることが妥当であり、その効率性の担保についても、電気事業法上の小売規制料金の認可及び卸供給料金の届出・変更命令によることが妥当である。

(3) 一方、原子力・水力等以外の電源からの調達については、全面入札制度及び既存電源からの卸供給において、また、スポット的な電力会社間の融通取引において、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が望まれる。

2．公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 火力電源からの調達

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

新規の火力電源開発については、平成12年度から電力会社自身も自ら実施する入札に応募する全面入札制度が開始される。自社電源と他の応募者(I P P)の電源とを対等に扱うことを担保するため、公平かつ透明な入札プロセスの在り方についてのガイドライン(電気事業審議会基本政策部会基本政策小委員会中間報告 平成9年12月(平成11年7月改定))が定められているところであり、電力会社は、このガイドラインに従って厳正に入札を実施していくことが求められる。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸供給における不当な価格設定

既存火力電源からの電気の調達については、電気事業法上、卸供給として、行政に届け出た価格で調達することとされており、この価格が適正な原価に適正な利潤を加えたものとして適切に設定されていない場合には、電気事業法上の変更命令が発動される(電気事業法第22条)

卸売事業者(I P Pなど)に対する小売市場への参入制限

電力会社が自己に卸売を行う事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電等)に対して、当該事業者が電力会社への卸売の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該事業者からの卸売契約を解除する(又は示唆する)、又は買取り価格を不当に低く設定する(又は示唆する)ことは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれが高い(私的独占、取引拒絶等)

卸売事業者(I P Pなど)に対する優越的な地位の濫用

電力会社に卸売を行っている事業者(卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電等)に対して電力会社が、取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある(優越的地位の濫用)

(2) 経済融通(スポット取引)による調達

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電力会社間の経済融通によるスポット的な電気の取引については、取引条件・実績を明らかにするなど透明性・公平性を高めていくことが公正かつ有効な競争の観点か

ら望ましい。また、今後、経済融通取引に電力会社以外の新たな参加希望者があれば、これに積極的に応じていくことが、更なる透明性・公平性を高めていくことにつながり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

このことは、電力会社以外の者による卸市場への参入を容易にするだけでなく、電力会社自身の電気の調達先の多様化、これに伴う効率的な電気の調達が可能となるという意義もある。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

電力会社間で行われている経済融通に関して、共同して新たな参加希望者に対して参加を拒絶することは、独占禁止法上違法となるおそれが強い（不当な取引制限、共同の取引拒絶）。

・規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

1．考え方

小売の部分自由化により、小売分野においては、非規制部分（自由化部門）と規制部分が併存することとなる。また、規制料金（供給約款）については、今回の制度改革によって、料金値下げの場合の届出制を導入し、選択約款制度の拡充を行った。

したがって、より柔軟な規制料金の設定が制度的に可能となった中で、自由料金との比較も踏まえ、規制料金の設定においても、次に述べる点を踏まえ、電力会社の適切な対応が望まれる。

2．適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

自由料金が規制料金と整合性のとれたものとして設定され、また、規制料金が新制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び規制料金双方において、コストに見合った形でより多様な料金体系が実現し、今回の電気事業制度改革の趣旨であるすべての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。

イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が規制対象需要家と電力会社の間で生じた場合には、行政は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、規制料金の設定が不相当であり、規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の供給約款認可申請命令又は選択約款変更命令が発動される（電気事業法第19条第8項又は第23条）。

「適正な電力取引についての指針（仮称）」原案に寄せられた意見
とそれに対する考え方について

平成11年12月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は平成11年10月21日、通商産業省と共同して作成した「適正な電力取引についての指針（仮称）」原案（以下「指針原案」という。）を公表し、関係各方面から広く意見を求めた（通商産業省においても同様な手続が採られている。）

今般、当委員会及び通商産業省に寄せられた御意見等を踏まえ、本指針を取りまとめたところであるが、指針原案について当委員会に寄せられた御意見及びそれに対する考え方を公表することとした。

指針原案に寄せられた御意見とそれに対する考え方は、以下のとおりである。

○〔意見〕

本指針は、今後、市場実態が変化した場合には、これを踏まえて、電力会社と新規参入者を対等に扱う方向で指針を見直すべきである。

〔考え方〕

将来、電力市場が競争的な構造となり、電力会社が市場支配力を行使し得ないような市場状況になれば、指針そのものの必要性が減少するとも考えられる。このため、指針原案において、「市場構造が動的に変化していくことに伴い、本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする」（第1部1（5））と明記しているところである。

○〔意見〕

電力会社の市場支配力について、電気という商品の特性、地理的要素等を踏まえて明確にすべきである。

〔考え方〕

法律の運用に当たっては、商品特性、地域ごとの市場構造等を踏まえ、適切に判断していく必要があることは当然である。

電力会社の市場支配力及びその前提としての市場の確定は、個別の案件ごとに確定すべきものであって、あらかじめ想定することは必ずしも適当ではない。

○〔意見〕

電気事業における独占禁止法の適用範囲を明確にすべきである。

〔考え方〕

電気事業においても、原則、独占禁止法が適用されることはいうまでもなく、本指針は、かかる前提の下に、電力会社による競争制限的行為についてどのような場

合に独占禁止法上問題となるかを明らかにしたものである。

○[意見]

新規参入者への対抗について、市場支配力のある電力会社が公表された標準メニューに比べ著しく低い価格を提示することは、独占禁止法違反となる可能性があることはそのとおりであるが、これをより明確化すべきである。

[考え方]

指針案において、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る価格を提示することは独占禁止法上違法となるおそれが強いとされている(第2部2(1))。

○[意見]

電力会社の子会社等特定の関係のある需要家への小売価格が独占禁止法上違法となるメルクマールは、標準メニューではなく、標準コストとすべきである。

[考え方]

電力会社の子会社等特定の関係のある需要家への小売が独占禁止法上問題となるかどうかは、当該関係のある需要家を著しく有利に取り扱うことにより当該需要家とその競争者との間の競争を阻害するか否かによって判断される。この場合、著しく有利に取り扱っているかどうかの判断要素の一つとして、他の一般的な需要家に対して供給を行っている標準メニューを例示することは、明確化という観点から適当である。

○[意見]

電力会社が部分供給と常時バックアップの双方を拒否した場合に独占禁止法上問題となるのであり、そのことを明確にすべきである。

[考え方]

部分供給は電力会社と需要者との契約関係であるのに対し、常時バックアップは電力会社と新規参入者との契約関係であり、この両者を完全な代替関係にあるとみるのは適当ではない。

なお、部分供給と常時バックアップの双方を拒否した場合には、より競争制限効果が高いとはいえる。

(問い合わせ先) 公正取引委員会事務総局 経済取引局 調整課

電話 03-3581-5471(内線 2521, 2528)

03-3581-5483(直通)

ホームページ <http://www.jftc.admix.go.jp>